



5月に入り真夏日になる日も多くなってきました。しかし、朝晩は冷え込む日も多く寒暖差の大きい季節ですので、体調管理には気を付けなければならない季節とも言えますね。

さて、最近『**特殊な給与の取扱い**』の質問が意外と多く寄せられます。今回はその中でも最も身近な『**通勤手当等**』と『**食事の支給**』の2つをご紹介しますので、自社の支給基準を見直す機会にしていいただければと思います。

## 1. 通勤手当等

通勤手当や通勤用定期券などは次の区分に応じ、それぞれ1ヶ月あたり次の金額までは課税されないことになっています。

区分	課税されない金額	
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	
	通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税)

(注)1. 「合理的な運賃等の額」とは、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路等の額をいいます。

この場合、「合理的な運賃等の額」に新幹線の特急料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません。

(注)2. 「運賃等の額」には消費税が含まれます。したがって税込の額が課税されない金額以下であれば課税されませんが、税込の額が課税されない金額を超える場合には、その超えた部分の金額が課税の対象となります。

## 2. 食事の支給

使用者が支給する食事(宿直や残業した場合に支給される食事を除きます。)については、その支給を受ける人がその**食事価格の半額以上**を負担すれば、原則として課税されません。ただし、食事の価格からその人の負担した金額を控除した残額(つまり使用者の負担額)が月額3,500円を超える場合は、その**使用者の負担額の全額**が給与として課税されます。この場合の使用者の負担額が3,500円を超えるどうかの判定は、消費税を除いた額(つまり税抜価格)により判定します。(10円未満の端数は切り捨て。)

例. **昼食1食400円(税抜)のお弁当を支給** ※月20日分の場合

本人負担 : 230円  
会社負担 : 170円 (170円×20日 = **3,400円/月**)

※本人負担が**半額以上**で、1ヶ月当たり**3,500円以下(税抜)**となるので、**原則課税されません**。

この他にも従業員への見舞金や社員旅行、永年勤続表彰などにおいても課税されるケースがあります。「この場合は…?」と迷うことがございましたら、当事務所スタッフにご確認いただければと思います。